

措置の通知書

青市監報告第 269 号関係分

市民病院

指摘事項	措置状況
<p>【浪岡病院事務局】</p> <p>□ 最低制限価格調書の最低制限価格に誤りがあった。</p>	<p>□ 転記誤りであったため、入札執行時に誤って記載した「最低制限価格（税抜）」を書類監査後に修正しました。</p> <p>　　今後は、同様の問題事案が発生しないよう、最低制限価格調書への記載内容について、入札執行者と立会人の両者で確認することを徹底することとし、事務局内に周知しました。</p>

措置の通知書

青市監報告第 269 号関係分

水道部

指摘事項	措置状況
<p>【総務課】</p> <p>□ 最低制限価格調書の最低制限価格に誤りがあった。</p>	<p>□ 入札の執行に当たっては、最低制限価格の早見表を事前に作成し、正確性と迅速性を確保するようにしていますが、</p> <p>(1) 早見表から最低制限価格を転記する際、誤って次の入札の早見表を使用したため、誤った最低制限価格を記入してしまったもの、</p> <p>(2) 単価契約においては、小数点以下の端数をそのまま記入することとなっているが、誤って端数を切り捨てて記入してしまったものであります。</p> <p>これは、</p> <p>(1) 早見表に記載している件名を確認せず他の入札の早見表を使用して最低制限価格を記入し、チェックも行われなかったこと、</p> <p>(2) 単価契約における最低制限価格の端数処理の誤認が原因であることから、</p> <p>今後は、電卓で最低制限価格を算出した上で早見表による確認をするとともに、複数職員でのチェックを行うこととしました。</p> <p>また、入札執行で使用しているマニュアルに今回の事案を盛り込んだ上で、担当職員への研修を実施し周知徹底を図りました。</p>

□ 支出伺（契約執行伺）に公印承認のないものが散見された。

<青森市企業局公印規程第8条>

□ 契約書の条文中、引用条文が合致していなかった。

□ 水道料金等を納付するための納付書兼領収書の枚数が受払簿の残数と合っていないなかった。

<青森市企業局公印規程第11条第3項>

□ 公印取扱責任者の不在時に、公印承認の手続を経ることなく公印を使用し、処理を進めてしまったものです。

これは、公印承認の手続が職員に徹底されていなかったことが原因であることから、「青森市企業局水道部の公金等の取扱いに関する運用指針」に本事案について追加記載して部内職員へ周知したほか、職員への研修を実施し、手続の徹底を図りました。

□ 新たな委託業務の締結に当たって、類似業務の契約書を参考にして契約書を作成した際に、引用条文を修正しなければならないことを見落とししたものです。

これは、決裁の過程において契約書の確認が不十分だったことが原因であることから、新たに契約書作成に係るチェックリストを作成して複数人でのチェックを徹底することとしたほか、担当職員への研修を実施し周知徹底を図りました。

また、今後は、契約に係る制度改正等があった際には、修正漏れを防止するため、契約担当チーム内で検討会を行うこととしました。

□ インボイス対応の納入通知書を新たに管理することとなったため、受払簿を作成しましたが、運用に当たって使用者自らがその都度受払いを行い、他者のチェックがされていなかったことから、差引きの計算の誤りや、汚損・誤印刷等を原因とする使用枚数のずれが生じた際に、

(別紙)

それが訂正されないまま放置されていた
ものであります。

これは、受払簿の管理を使用者に任せ
ていたため、使用状況及び残枚数の確認
が不十分だったことが原因であることか
ら、管理担当者を定め、毎月の使用状況
及び残枚数の確認を行うこととしまし
た。

また、「青森市企業局水道部の公金等
の取扱いに関する運用指針」に本事案を
追加記載して部内職員へ周知したほか、
職員への研修を実施し取扱いの徹底を図
りました。

措置の通知書

青市監報告第 269 号関係分

市民部

指摘事項	措置状況
<p>【生活安心課】</p> <p>□ 公金払込領収証書と現金出納簿兼日計表の金額が一致していなかった。 ＜青森市財務規則第 52 条第 3 項＞</p>	<p>□ 霊園臨時使用許可使用料の納入後、別の日に追加による納入があった場合は、納入金額はそれぞれの日ごとに算入し、公金払込領収証書と現金出納簿兼日計表に記載されるべきであります。当該案件に関して、内容として一体のものであったことから記載方法について誤りが生じ、現金出納簿兼日計表において、追加で納入があった日に納入額を一括して算入し、記載したことで不一致が生じたものでした。</p> <p>　　今後は、現金出納簿兼日計表の記載方法について、周知徹底するとともに、公金払込領収証書との突合を複数人で行い、再発防止に努めます。</p>

措置の通知書

青市監報告第 269 号関係分

経済部

指摘事項	措置状況
<p>【新ビジネス支援課】</p> <p>□ 旅行命令期間の移動に要した時間を勤務時間とし振替命令をとっていた。</p> <p>【観光課】</p> <p>□ 転貸料の納期限が誤って設定されていた。 ＜青森市財務規則第 44 条＞</p> <p>□ 給水施設維持負担金の納期限が設定されていなかった。 ＜青森市財務規則第 40 条第 2 項＞</p>	<p>□ 出張中の移動時間については、労働時間に算入されない取扱いとなっておりますが、認識不足により、移動時間を含めた時間で事務処理を行っていたため、速やかに修正しました。</p> <p>　　今後は、職員理解の徹底に努め、当該事務を執行します。</p> <p>□ 貸付料は前納させるものとなっておりますが、青森市雲谷財産区から賃借中の土地を A-line 事務局に対して転貸する際、転貸料を納付させるに当たり、納期限の設定を誤り、転貸期間（令和 5 年 6 月 29 日から 7 月 2 日まで）の開始後である令和 5 年 6 月 30 日としていました。今後は規定内容を遵守するよう職員理解の徹底に努めます。</p> <p>□ 田代地区の給水施設維持負担金の納期限は、本来、15 日以内において期日を定めるところですが、認識不足により、任意の期間で決裁行為にて納期限を設定していました。今後は規定内容を遵守するよう職員理解の徹底に努めます。</p>

□ 最低制限価格調書及び入札書の件名が誤って記載されていた。

<青森市財務規則第 117 条>

【交流推進課】

□ 行政財産使用料の納期限が誤って設定されていた。

<青森市財務規則第 40 条第 2 項>

□ 入札書に委任代理人の印が押印されていなかった。

<青森市財務規則第 117 条>

□ AOPASS の管理出納簿が作成されていなかった。

<青森市公金取扱いに関する運用指針>

□ 「サマーキャンプ場管理運營業務」の指名競争入札について、確認不足により最低制限価格調書及び入札書の件名が誤っていました。入札に際しては、複数名での確認を行うなどの再発防止に努めます。

□ 納期限については、自動販売機事業者へ納入通知書と併せて発送している文書に記載をしていましたが、令和 6 年 1 月分からは青森市財務規則第 40 条第 2 項に基づき、納期限を納入通知書に記載しています。今後は規定内容を遵守するよう職員理解の徹底に努めます。

□ 当該入札書については、委任代理人の印が押印されていないため無効として取り扱うべきところでしたが、そのように処理していなかったことから、速やかに入札結果を無効として修正いたしました。入札に際しては、複数名での確認を行うなどの再発防止に努めます。

□ 使用簿とレシートで管理しておりましたが、令和 4 年 5 月 30 日付け総務課長名での「青森市地域連携 IC カード「AOPASS」の取扱いについて (通知)」があったという御助言をいただき、直ちに出納簿を作成しました。金券や公金の取扱いについては「公金取扱いに関する運用指針」に則り適正に管理を行うよう、職員理解の徹底に努めます。

(別紙)

措置の通知書

青市監報告第 269 号関係分

福祉部

指摘事項	措置状況
<p>【子育て支援課】</p> <p><input type="checkbox"/> 土地賃貸料の納期限が正しく設定されていなかった。</p> <p><青森市財務規則第 40 条第 2 項></p>	<p><input type="checkbox"/> 青森市財務規則の定める納期限を確認せずに、15 日を超えて任意に期日を定めていたものであり、今後は適正な納期限について、青森市財務規則を遵守するとともに、職員複数名での確認作業を徹底することで再発防止に努めます。</p>